

医療法人財団倉田会 次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画（令和5年3月31日）

1. 計画期間 令和5年4月1日～ 令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：仕事と私生活をより充実させるため、職員が、有給休暇を希望する時期に、希望する日数、取得できるようにする。

<対策>

- 令和5年4月～ 希望通り取得できているか等の状況調査
- 令和5年8月～ 希望通り取得できるようにするための方策を検討
希望通り取得できている部署の工夫、ルール等を情報共有
- 令和5年12月～ 検討した方策、工夫やルール等を取り入れ実践
- 令和6年3月～ 希望通り取得できているか等の効果測定

目標2： 出産予定の職員（本人又は、配偶者）に、厚労省作成の母性健康管理指導事項連絡カードを配布し、活用していただく。

<対策>

- 令和5年4月～ 対象者の産休、育休等の意向の確認時に配布

目標3： 正社員（常勤職員）の所定外労働時間 1人平均1ヶ月3時間15分以内とする。

<対策>

- 令和5年4月～ 所定外労働の部署毎等の現況調査
- 令和5年8月～ 所定外労働時間の短縮の方策を検討
所定外労働時間を短縮した職員、部署の工夫、ルールを情報共有
- 令和5年12月～ 検討した方策、工夫やルール等を取り入れ実践
- 令和6年3月～ 所定外労働時間の短縮が、なされているかの効果測定

以上